

○さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

平成29年3月31日

告示第514号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定交流型通所サービス事業者の指定に関する要件（第4条）
- 第3章 基本方針（第5条）
- 第4章 人員に関する基準（第6条・第7条）
- 第5章 設備に関する基準（第8条）
- 第6章 運営に関する基準（第9条—第38条）
- 第7章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第42条）
- 第8章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第2号の規定に基づき、交流型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交流型通所サービス さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年さいたま市告示第510号。以下「実施要綱」という。）第2条第1号イ（イ）に規定する交流型通所サービスをいう。
- (2) 指定交流型通所サービス事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項の指定事業者のうち、交流型通所サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 介護予防通所介護サービス 実施要綱第2条第1号イ（ア）に規定する介護予防通所介護サービスをいう。
- (4) 指定介護予防通所介護サービス事業者 法第115条の45の3第1項の指定事業者のうち、介護予防通所介護サービスを提供する事業者をいう。

- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 交流型通所サービス基準額 実施要綱第5条の規定により別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該交流型通所サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該交流型通所サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- (7) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定交流型通所サービス事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る交流型通所サービスをいう。
- (8) 指定介護予防支援事業者等 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (9) 要支援認定 法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。
- (10) 基本チェックリストの実施等 各区役所又は地域包括支援センターにおいて、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)様式第1の質問項目の回答をし、当該様式を市長に提出することをいう。

(一般原則)

第3条 指定交流型通所サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(一部改正〔令和3年告示577号〕)

第2章 指定交流型通所サービス事業者の指定に関する要件

第4条 指定交流型通所サービス事業者は、法人であるものとし、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者
- (5) 法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- (6) 法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として、市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日（当該検査が行われた日から起算して60日以内の特定の日をいう。）を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業所の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- (7) 役員等のうちに、前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものがある者
- (8) 指定の申請前5年以内に第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- (9) 役員等のうちに第2号から第4号まで及び前号のいずれかに該当する者がある者
(一部改正〔令和6年告示622号〕)

第3章 基本方針

第5条 交流型通所サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第4章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第6条 指定交流型通所サービス事業者が交流型通所サービスを行う事業所（以下「指定交流型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「交流型通所サービス従業者」という。）は、介護職員とし、その員数は、指定交流型通所サービス事業所の単位ごとに、当該交流型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該交流型通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該交流型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定交流型通所サービス事業者が指定通所介護事業者（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号。以下「指定居宅サービス条例」という。）第91条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）若しくは指定地域密着型通所介護事業者（さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）又は指定介護予防通所介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、交流型通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス条例第90条に規定する指定通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業又は介護予防通所介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における交流型通所サービス、指定通所介護等及び介護予防通所介護サービスの利用者。以下同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの単位ごとに、前項の介護職員を、常時1人以上当該交流型通所サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の交流型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の交流型通所サービスの単位は、交流型通所サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 指定交流型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定介護予防通所介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、交流型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業又は介護予防通所介護サービスの事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第91条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項から第7項まで又はさいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号。第8条第5項において「介護予防通所介護サービス要綱」という。）第6条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定交流型通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定交流型通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（一部改正〔令和6年告示622号〕）

第5章 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 指定交流型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに交流型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1）食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支

障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら交流型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する交流型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定交流型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に交流型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該交流型通所サービスに係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 指定交流型通所サービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定介護予防通所介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、交流型通所サービスの事業と指定通所介護等の事業又は介護予防通所介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス条例第93条第1項から第3項まで若しくは指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項まで又は介護予防通所介護サービス要綱第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第6章 運営に関する基準

（提供の開始にあたっての説明及び同意）

第9条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、交流型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定交流型通所サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定交流型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定交流型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定交流型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第43条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定交流型通所サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定交流型通所サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定交流型通所サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定交流型通所サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の規定による重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(一部改正〔令和6年告示622号〕)

(提供拒否の禁止)

第10条 指定交流型通所サービス事業者は、正当な理由なく交流型通所サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定交流型通所サービス事業者は、当該指定交流型通所サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該指定交流型通所サービス事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な交流型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定交流型通所サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定交流型通所サービス事業者は、利用申込者から交流型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び有効期間、負担割合並びに基本チェックリストの実施等の有無を確かめるものとする。

2 指定交流型通所サービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、交流型通所サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請又は基本チェックリストの実施等に係る援助)

第13条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者又は基本チェックリストの実施等をしていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストの実施等が既に行われているかどうかを確認し、当該申請又は基本チェックリストの実施等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請又は基本チェックリストの実施等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供に当たっては、利

用者に係る指定介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(当該指定介護予防支援事業者等の担当職員が、介護予防サービス計画等(第17条に規定する介護予防サービス計画等をいう。)の原案に位置付けた各サービスの担当者を、当該介護予防サービス計画等の作成のために招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスを提供するに当たっては、指定介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号及び基本チェックリストの実施等を行った者のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防サービス・支援計画書の作成を指定介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、指定介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定交流型通所サービス事業者は、介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防サービス・支援計画書(省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)ごとに作成される計画をいう。)(以下「介護予防サービス計画等」という。)が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿った交流型通所サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定交流型通所サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスを提供した際には、当該交流型通所サービスの提供日及び内容、当該交流型通所サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスを提供した際には、提供した具体的な交流型通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第20条 指定交流型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する交流型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該交流型通所サービスに係る交流型通所サービス基準額から当該指定交流型通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定交流型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない交流型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、交流型通所サービスに係る交流型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第96条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定交流型通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（サービス提供証明書の交付）

第21条 指定交流型通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない交流型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した交流型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第22条 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（1） 正当な理由なしに交流型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等（要支援状態及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する状態をいう。）の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

（2） 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第23条 交流型通所サービス従業者は、現に交流型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第24条 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、指定交流型通所サービス事業所の従業者の管理及び交流型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、当該指定交流型通所サービス事業所の従業者にこの告示の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第25条 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 交流型通所サービスの利用定員
- (5) 交流型通所サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(一部改正〔令和3年告示577号・6年622号〕)

(勤務体制の確保等)

第26条 指定交流型通所サービス事業者は、利用者に対し適切な交流型通所サービスを提供できるよう、指定交流型通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所ごとに、当該指定交流型通所サービス事業所の従業者によって交流型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定交流型通所サービス事業者は、全ての交流型通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定交流型通所サービス事業者は、適切な交流型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより交流型通所サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年告示577号〕)

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定交流型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する交流型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(追加〔令和3年告示577号〕)

(定員の遵守)

第27条 指定交流型通所サービス事業者は、利用定員を超えて交流型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第28条 指定交流型通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(一部改正〔令和3年告示577号〕)

(衛生管理等)

第29条 指定交流型通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、当該指定交流型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定交流型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

の対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、交流型通所サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定交流型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定交流型通所サービス事業所において、交流型通所サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

（一部改正〔令和3年告示577号〕）

（掲示）

第30条 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、交流型通所サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定交流型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定交流型通所サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（一部改正〔令和3年告示577号・6年622号〕）

（秘密保持等）

第31条 指定交流型通所サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、当該指定交流型通所サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第32条 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所について広告

をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定交流型通所サービス事業者は、指定介護予防支援事業者等又はその従業者に
対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品
その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定交流型通所サービス事業者は、提供した交流型通所サービスに係る利用者及
びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を
設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容
等を記録しなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、提供した交流型通所サービスに関し、市が行う文書
その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及
び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導
又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければ
ならない。

4 指定交流型通所サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容
を市に報告しなければならない。

5 指定交流型通所サービス事業者は、提供した交流型通所サービスに係る利用者からの苦
情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第
5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第
3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受け
た場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定交流型通所サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に
は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定交流型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は
その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した交流型通所
サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び
援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して交流型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても交流型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(一部改正〔令和3年告示577号〕)

(事故発生時の対応)

第36条 指定交流型通所サービス事業者は、利用者に対する交流型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定交流型通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定交流型通所サービス事業者は、利用者に対する交流型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定交流型通所サービス事業者は、第8条第4項の交流型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 指定交流型通所サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定交流型通所サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、交流型通所サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定交流型通所サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定交流型通所サービス事業所において、交流型通所サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(追加〔令和3年告示577号〕)

(会計の区分)

第37条 指定交流型通所サービス事業者は、指定交流型通所サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、交流型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなけ

ればならない。

(記録の整備)

第38条 指定交流型通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、利用者に対する交流型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 交流型通所サービス計画

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的な交流型通所サービスの内容等の記録

(3) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第22条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(一部改正〔令和6年告示622号〕)

第7章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(交流型通所サービスの基本取扱方針)

第39条 交流型通所サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、自らその提供する交流型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定交流型通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定交流型通所サービス事業者は、交流型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に

参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(交流型通所サービスの具体的取扱方針)

第40条 交流型通所サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 交流型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、交流型通所サービスの目標、当該目標を達成するための交流型サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した交流型通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 交流型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、交流型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、交流型通所サービス計画を作成した際には、当該交流型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 交流型通所サービスの提供に当たっては、交流型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 交流型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 交流型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 交流型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、交流型通所サービス計画に基づくサー

ビスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該交流型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該交流型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該交流型通所サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 指定交流型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて交流型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する交流型通所サービス計画の変更について準用する。

（一部改正〔令和6年告示622号〕）

（交流型通所サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 交流型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）第32条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、交流型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定交流型通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第42条 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定交流型通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第8章 雑則

(追加〔令和3年告示577号〕)

(電磁的記録等)

第43条 指定交流型通所サービス事業者及び交流型通所サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定交流型通所サービス事業者及び交流型通所サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(追加〔令和3年告示577号〕、一部改正〔令和6年告示622号〕)

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日市告示第577号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この告示による改正後のさいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱第 3 条第 3 項、第 26 条第 3 項、第 26 条の 2 第 1 項、第 29 条第 2 項及び第 36 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日告示第 622 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正後のさいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱第 30 条第 3 項中「指定交流型通所サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。